

資料(3) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」P.34
より抜粋（消費者庁 平成24年9月3日 第6回公共料金に関する研究会 資料1-2「原価
の範囲・水準の適正性」に関する論点」所収）

（3.（2）事業報酬の算定方法）

<算定方法（一般電気事業供給約款料金算定規則（省令））>

1. レートベース

- ①特定固定資産：電気事業固定資産（附帯事業に係る共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事負担金を除く）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ②建設中の資産：建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額
- ③核燃料資産：核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ④特定投資：長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ⑤運転資本：営業資本（減価償却費、公租公課等を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額）を基に算定した額
- ⑥繰延償却資産：繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

2. 報酬率

自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率

①自己資本報酬率

すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

②他人資本報酬率

すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

（3.（3）事業報酬率の具体的算定方法）

事業報酬額＝電気事業資産の価値（レートベース）×報酬率

報酬率＝[自己資本報酬率×自己資本比率(30%)]+[他人資本報酬率×他人資本比率(70%)]

・自己資本報酬率＝(公社債利回り実績値×(1-β))+全産業(全電力除き)の自己資本利益率×β)

※β値(電気事業の事業経営リスク、一般的には市場全体の株式価格が1%上昇するときの電気事業の株式の平均上昇率。)

・他人資本報酬率＝10電力会社の平均有利子負債利率*

*有利子負債利率＝支払利息÷有利子負債残高(社債+長期借入金+短期借入金+CP)

※平成7年の電気事業審議会料金制度部会において、算定ルールが定められた。

資料(4) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)」P.36
より抜粋

<他の公益事業の事業報酬>

| | 事業報酬の算定方法 | 事業報酬率の算定方法 |
|-----------------------|---|--|
| 電気料金 | <p>【レートのベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>電気事業固定資産(除貸付設備等) + 建設中の資産(建設仮勘定(除建設中利子等) × 1/2) + 燃料資産 + 特定投資 + 運転資本(営業資本(除減価償却費等) × 1.5月分 + 貯蔵品等 × 1.5月分) + 繰延償却資産</p> | <p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除電力):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p> <p>↳ 平均実績有利子負債利率</p> |
| ガス料金 | <p>【レートのベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>固定資産(含建設中の資産、除休止設備等) + 運転資本(営業費等(除減価償却費等) × 1.5月分 + 製品、原材料及び貯蔵品) + 繰延資産</p> | <p>自己資本報酬率 × 35% + 他人資本報酬率 × 65%</p> <p>↓</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除ガス):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p> <p>↳ 平均実績有利子負債利率</p> |
| 鉄道料金 (JR、大手民鉄、地下鉄) | <p>【レートのベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 - Δ</p> <p>↓</p> <p>期首・期末平均固定資産 + 同平均建設仮勘定 + 営業費(除減価償却費・諸税)の4%相当額 + 貯蔵品 + 繰延資産(除社債発行差金) + 鉄軌道事業部門関係事業資産 ± 預り保証金・差入れ保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額</p> <p>↳ 前回改定時の平年度3年間の設備投資未達成額相当報酬額</p> | <p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>公社債応募者利回り、全産業平均ROE、配当所要率(11%)の3指標の単純平均の過去5年平均</p> <p>↳ 債務実績利率(法定債務を除く)のグループ別平均の過去5年平均</p> <p>※ROEが公社債応募者利回りを下回る場合には公社債応募者利回りによる</p> |
| 水道料金 | <p>【積み上げ方式(一部レートのベース方式)】 資本費用 = 支払利息 + 資産維持費</p> <p>【支払利息】 企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額</p> <p>【資産維持額】 対象資産 × 資産維持率</p> <p>↳ 償却資産額(固定資産 - 土地 - 建設仮勘定)の料金算定期間期首及び期末の平均残高</p> | <p>資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、持続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。</p> |

(参考)

| | | |
|---------|--|--|
| 電話料金(※) | <p>【レートのベース方式(※)】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本</p> <p>【正味固定資産】 直近の期首・期末平均正味固定資産実績(項目別)をもとに次期×値(基準料金指数設定のために用いる生産性向上見込率)適用期間(3年間)における正味固定資産額を推計</p> | <p>報酬率 = 上限値(【1】+【2】)と下限値(【1】のみ)の中間値</p> <p>【1】 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率</p> <p>【2】 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り</p> <p>○自己資本利益率の算定にあたっては、①主要企業の平均自己資本利益率又は②資本資産評価モデル(CAPM)の手法に基づいて算出された期待自己資本利益率のいずれか低い方を採用。 ○有利子負債利率についてはNTT東西の社債及び借入金に係る過去5年間における平均利率、国債利回りについては過去5年間の平均利率を用いる。</p> |
|---------|--|--|

※料金が総括原価(事業費用+事業報酬)に適合するかという点について審査を行うものではなく、一定の料金水準(基準料金指数)を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定可能(上限価格方式による規制を実施)。
(出典:一般電気事業供給約款料金算定規則、一般ガス事業供給約款料金算定規則、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領、水道料金算定要領、プライスカップの運用に関する研究会報告書(2009年4月)等)

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 檜本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長
研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問
研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任
研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長
研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師
研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長
研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

研究要旨 平成25年度に補装具判定の標準的な考え方の理解を深める目的で151問からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、配布した。平成26年度は本Q&Aを6カ月間使用したところで有用性、公開の適否等を検討するためにアンケート調査を実施した。全国の更生相談所80カ所のうち76カ所から回答を得た（回収率95%）。その結果、平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所が65カ所（86%）あり、その質問数は92問（61%）を占め、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることが確認できた。一方、公開の適否については34カ所（45%）の更生相談所が77問（51%）において加工修正、あるいは公開には相応しくないので削除を求めている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多かった。これらの結果から、更生相談所の基準解釈や補装具判定に対する考え方に未だに大きな地域差があることが明らかになった。アンケート結果を研究協力者からなるワーキンググループで検討したところ、公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選し、平成27年度に作成する予定の完成版においては、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品の機能分類を活用して、更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成させる。

A. 研究目的

補装具ユーザーに適切な補装具が円滑に支給されるためには、補装具費支給の判定を行っている身体障害者更生相談所（以下更生相談所）だけでなく、意見書を作成する医師、市町村障害福祉担当者、補装具製作者、中間ユーザーのリハ専門職等にも補

装具費支給制度の共通理解を得ることが重要である。平成25年度は更生相談所における補装具の医学的判定、社会的必要性の判断の基となる厚生労働省が告示する補装具費支給基準、取扱指針、取扱要領等の理解において地域格差による解釈の違いを是正し、判定に対する標準的な考え方の理解を深める

目的で、151問からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、全国の更生相談所に配布した。平成26年度の研究目的は、本暫定版の有用性、公開の適否等についてアンケート調査を行い、平成27年度に予定している「補装具費支給判定基準マニュアル」作成の資料とすることである。

B. 研究方法

B-1. アンケートの作成

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループ（以下WG）よりアンケートを作成した。平成26年9月4日～19日にWG内メール会議を行い、アンケート内容につき検討を加え、完成した（表1）。なお、アンケートを実施することに関しては、平成26年8月20日に行われた全国身体障害者更生相談所長協議会役員会・総会で承認を得られた。

WG（研究協力者）所属、氏名、職種

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問 伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター 小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター 武田輝也（理学療法士）
- 大阪府障がい者自立相談センター所長 正岡 悟（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会 松野史幸（リハ工学技師）

B-2. アンケートの配付、回収

アンケートは「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を6カ月間使用した状況で回答をするもので、全国の身体障害者更生相談所に平成26年9月26日に

メールで配信し、10月31日を締め切りとした。

B-3. 今後のまとめ方の検討

平成27年1月10日に東京においてWG会議を行い、アンケート結果の解釈、今後の「補装具費支給判定基準マニュアル」のまとめ方等につき検討した。

表1 アンケートの内容

| |
|---|
| 問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いします。 |
| 問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？ ある場合、具体的なQ番号と役立つ点をお示しください。 |
| 問3：Q&Aの中で公開に相応しくないとと思われるものがありましたら、具体的なQ番号と理由、公開可能にするための修正点をお示しください。 |
| 問4：このQ&Aの回答内容がおかしいのではないかと、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。 |
| 問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。 |

（倫理面への配慮）アンケート結果の集計およびアンケートに寄せられた意見をまとめるにあたり、個別の更生相談所名が判別できないように、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する事項はない。

C. 研究結果

C-1. 回収率

11月10日まで回答があり、全国80カ所の更生相談所（支所を含む）のうち76カ所から回答が得られた（回収率95%）。

C-2. 問1：Q&Aの構成について

Q&Aの構成はこのままでよいという意見が回答のあった76カ所中72カ所と圧倒的に多く（95%）、変更意見は4カ所から6意見があった。主な意見を以下に示す。

①回答内容について可能な範囲で画像資料を添付

して頂きたい。

- ②基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。
- ③できるだけ根拠理由(指針のどこにあたるのか等)が分かるようにしていただきたい。
- ④更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区・市町村の障害福祉担当者にも参考にいただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。

C-3. 問2：Q&Aが判定の参考になったか

平成26年4月から9月までの6カ月間において実際に判定の参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所は65カ所(86%)で、ないは2カ所(3%)、どちらともいえないが9カ所(12%)であった。

参考になったのは全151問中92問(61%)で、延べ212問であった。特に補装具費支給事務取扱指針の解釈、車椅子に関する質問が参考になることが多かった。具体的には、業者、市町村への説明に役立った。取扱指針には記載されていない解釈が理解できた、補装具費算定に役立ったなどであった。

表2 参考になったQ&Aの理由

| Q | 分類 | 主な理由 |
|----|---------------------|--|
| 3 | 指針解釈 治療用装具 | 市町村・病院からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 20 | 指針解釈 差額自己負担 | 差額自己負担の考え方が整理できた。 |
| 25 | 義肢 完成用部品 修理加算 | 骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立った。 |
| 67 | 車椅子 フットサポートの算定 | 業者への説明がしやすくなった。基準の表記だけでは読み取れないので参考になった。 |
| 71 | 車椅子 キャスター サイズ | 市町村、業者からの問い合わせが多く参考になった。明確に示され、判定や業者指導の参考となった。 |

5カ所以上の更生相談所が重複して参考になったと意見した5問のQ番号とその理由を示す(表2)。

参考になった延べ212問につき項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子に関するQ&Aが23%で最も多く、次いで座位保持装置、装具、義肢の順であった(図1)。

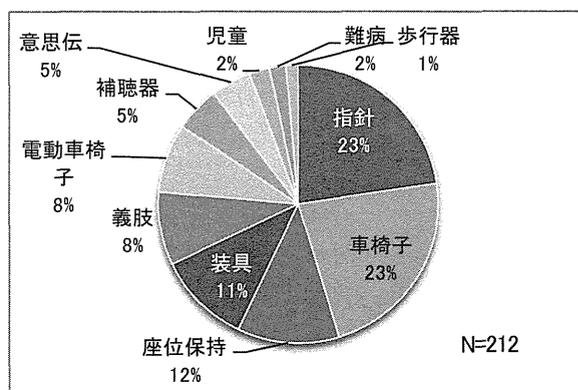


図1 参考になったQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体として下記の賛同意見があった。

- ①類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。
- ②回答をみて、当所の考え方が間違っていなかったと確認でき、自信をもって判断できたという体験がよくある。
- ③全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になっています。
- ④全般的に、判定の基本的な考え方が整理でき、日々の業務への参考になっている。

C-4. 問3：公開に相応しくないQ&A

76カ所の更生相談所のうち公開に問題があるQ&Aがあると回答した更生相談所数は34カ所(45%)、ないが42カ所(55%)であった。34カ所の更生相談所が公開に問題があると指摘した問題数は151問中77問(51%)で、延べ170問であった。

5カ所以上の更生相談所が重複して公開に問題があると指摘したのは7問でそのQ番号と理由を

示す（表3）。

表3 公開に問題があるQ&Aの理由

| Q | 分類 | 主な理由 |
|-----|--------------------------|--|
| 13 | 指針解釈 入浴用短下肢 装具 | 一律に認められると勘違いされる恐れがあり公開すべきではない。 |
| 15 | 指針解釈 3個目の補装具 | 必要性があれば3個目が認められると誤って解釈される恐れがある。 |
| 20 | 指針解釈 差額自己負担 リクラ追加 | 判定された車椅子を差額自己負担をして型式まで変更するのは認めていない。 |
| 44 | 装具 完成用部品 標準靴 | 既製の整形靴は認めていない。当所の判断と異なるため公開は控えたほうがよい。 |
| 49 | 装具 市販靴の補高 | 市販靴は補装具とは言えない。靴型装具の付属品である補高は認めていない。 |
| 50 | 車椅子 レディメイド・オーダーメイドの扱い | レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。 |
| 125 | 補聴器 差額自己負担 型式変更 | 差額自己負担による型式の変更は認めていない。公開されることで現場が混乱する。 |

公開に問題があるとされたQ&A延べ170問につき項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子、装具、補聴器の順であった（図2）。

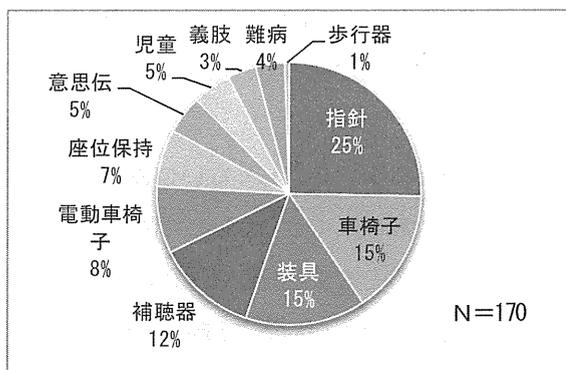


図2 公開に問題があるQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体として下記の意見があった。

①「各更生相談所の判断となります」という結論のものは、場合によっては市町村、補装具製作者、医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しないでいただきたい。

②自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機関や業者へ公開することは心配。

業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方法について周知したい部分もあり、公開いただきたいQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられてしまうことも懸念されるため、公開については慎重にすべきと考える。

③全般的な問題として、補装具製作者に取扱いの見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用者に必要以上の申請を促すことに結び付かないよう、取扱いには注意いただきたい。

さらに、公開に問題があるとされた指摘内容を「削除：自分たちの取扱いと異なるなど削除を希望」、「修正：表現方法の修正などの提案」、「意見：考え方などへの意見」の3つに分類して検討したところ、修正 68、削除：57、意見：45 であった（図3）。

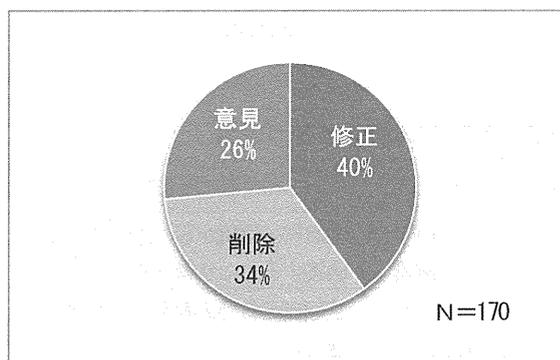


図3 公開に問題があるQ&Aへの意見分類

全151問のうち役に立ったQ&Aは92問であったのに対し、公開に問題があるとされたQ&Aは77問であった。そのうち54問（36%）が重複していた（図4）。すなわち、更生相談所にとって役立つQ&Aではあるが、医療機関や業者等に公開されると問題が生じる可能性があるものが3割以上あったと

いうことである。この54問のうち公開するなら削除を要求されたのが32問もあった。

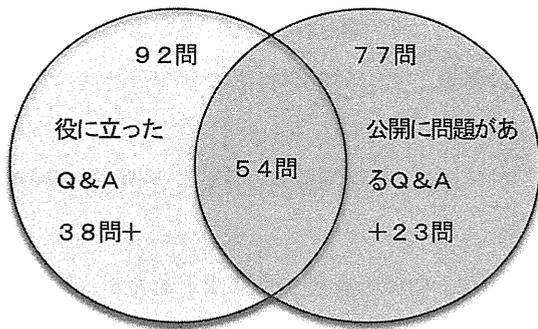


図4 役に立ったと公開に問題があるの重複

C-5. 問4：自由意見

76カ所の更生相談所のうち問4に対する意見提出があったのは30カ所（39%）であった。個別のQに対する意見や質問、問3と重なるような意見もあった。代表的なものを下記に示す。

- ①Q47の「既製の整形靴」とはどのようなものでしょうか。「標準靴」とはどのように異なるのでしょうか？
- ②既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？
- ③今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関するものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。
- ④補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。
- ⑤公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのは好ましくない。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。

⑥この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。

⑦児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。

C-6. 問5：完成版に向けてのアイデア・意見

76カ所の更生相談所のうち問5に対する意見提出があったのは25カ所（33%）であった。類似の意見もあったので下記にその一部を示す。

- ①このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
- ②もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが沸きやすいと思います。
- ③補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
- ④「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A」資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。
- ⑤特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
- ⑥児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認にとどめていただきたいと思います。
- ⑦各補装具の見積書の例を入れる。
- ⑧補装具制度の変遷変更点があった年とその内容についていれていただきたい。

⑨関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方が周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。

⑩市町限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方、判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくればと期待します。

⑪厚生労働省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。

⑫市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。

⑬補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。

⑭眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について（判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。）。

⑮重度障害者用意意思伝達装置の判定例（見積例も含む）や判定困難例。（判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。）

⑯義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。

⑰基準にありそうでなさそうな既製品の補装具の算定見本、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。

⑱日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問い合わせが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。

⑲疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。

⑳特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会（補装具判定専門委員会）から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂

きたい。

C-7. WG会議検討結果

①完成版としての「補装具費支給判定基準マニュアル」は公開版と更生相談所限定版を作る方向で進める。

②公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選する。

③暫定版は、Q&Aを種目別にまとめたが、補装具費の算定方法など目的別にまとめるなども検討する。

D. 考察

平成25年度に本研究で作成した「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、日々の補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できたと思われる。一方、同じQ&Aでも更生相談所によっては「役立った」という意見と公開するなら「削除、修正を望む」という意見が重複しているものが3割以上もあった。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は更生相談所の補装具判定の実際の判定現場で生じた疑義について更生相談所長協議会内にある補装具判定専門委員会が作成したQ&Aがベースになっている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。

地域によって、基準解釈や補装具判定に対する考え方の相違や自治体独自の判断基準があることが伺えた。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）作成の目的は、補装具判定に対する標準的な考え方を示して、全国の更生相談所が同じような考え方で国が示す基準を理解することに資するものになるかということが狙いであった。「当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いた

だきたい」という意見が散見されたが、これまでの考え方、扱いを改めようという姿勢にはつながらない可能性も伺えた。

今後の方向性として公開に値する「補装具費支給判定基準マニュアル」として盛り込むQ&Aは、あいまいな表現を避け、確定している事項だけに厳選する必要がある。WG会議の検討結果では公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。公開版は市町村、補装具製作者、中間ユーザーであるリハ専門職、医療機関関係者等に補装具の制度や判定の考え方の理解を促す目的となる。一方、更生相談所限定版はさらにQ&Aを追加し、更生相談所特有のマニュアルとして充実させていきたいと考えている。また、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品である膝継手、足部の機能分類を活用して盛り込む予定である。更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定である。

E. 結論

①本研究で平成25年度に作成した「補装具費支給判定Q&A（暫定版）」の有用性、公開の適否等を検討するために全国の更生相談所に配布後6ヶ月の時点でアンケート調査を行った。

②8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できた。

③公開の適否については、更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。

④平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定であり、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 樫本 修、井上剛伸、石渡利奈ほか：全国における円滑な補装具費支給判定を推進するための活動 第30回日本義肢装具学会、2014. 10. 18 (岡山)

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

アンケートに寄せられた実際の意見

問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いいたします。

| 回答 | 意見 |
|----------------|--|
| 2：変更して欲しい部分がある | ①目次の「補装具費支給について…4」と「障害者総合支援法と他制度との適用関係…4」は、同一項目としたほうがよいと思います。目次を分けるのであれば、本文も分けなければ紛らわしいため。あるいは表題「補装具費支給について」を目次、本文ともに削除しても意味は通るかと思います。 |
| 2：変更して欲しい部分がある | ②回答内容について可能な範囲で画像資料を添付して頂きたい。 |
| 2：変更して欲しい部分がある | 基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。 |
| 2：変更して欲しい部分がある | Qは連通し番号でなく、項目別の番号とした方がよいのではないかと。できるだけ根拠理由（指針のどこにあたるのか等）が分かるようにしていただきたい。 |
| 1：このままでよいが参考意見 | 基本的な構成はこのままで良いと考えていますが、取り上げている補装具について、ばらつきを感じます。例えば、眼鏡に関する記載がない一方で完成用部品についてかなり深く掘り下げた内容のものがあるように見受けられます。 身体障がい者更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区役所の障がい福祉担当者にも参考にしていただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。 |

問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？

| Q番号 | 意見 |
|-----|--|
| 1 | 市町村からの問い合わせがあり、判定依頼を提出すべきか否か市町村に助言することができた。 考え方として参考になりました。 |
| 3 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 病院から入院中に病棟で使用するために補装具を申請したいという相談があったため、対象にならない旨を説明する上で参考にした。 市町村から問合せがあった時に参考になっている。 考え方として参考になりました。 福祉施設職員から、下肢装具で治療要素があると思われる者の相談があり、治療用装具と障害者総合支援法に基づく補装具のどちらの制度を利用するのが適切か検討する上で参考になった。 申請受付時、市町村の担当者にどの制度を利用すべきか説明する際に参考になった。 |
| 4 | 労災の認定（固定期間の途中）待ちの場合、補装具制度で交付が可能かどうか確認が出来た。 考え方として参考になりました。 労災法でも真に必要なであれば障害固定前でも支給できると分かった。当所での判定前に状況確認ができるようになった。 |
| 5 | 既製品も条件を満たせば装具として支給できることが分かった。 既製品補装具の交付に関する基本的な考え方 |
| 6 | 消費税についての考え方 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 業者の見積りで消費税を非課税と混同している事例があったため指導の参考になった。 |
| 7 | 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 |
| 8 | 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 消費税相当額を勘案しての加算について、区役所・業者から問い合わせを受けることがあるが、告示の内容を簡潔にまとめてあり、説明時の参考になっている。 車いすの新規支給の時にクッションの価格について業者から問い合わせがありました。業者に対してうまく説明できました。 重度障害者用意思伝達装置の新規給付時には、一体的に（修理基準の額の範囲内で付属品ミッチ・固定台を加算する）給付するため、Q8の回答と同様の取扱いになる、ということで参考になった。 |

| | |
|----|--|
| 9 | 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 |
| | 以前は100分の103で扱っていたので変更することができた。 |
| | 単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。 |
| 10 | 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 |
| | 単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。 |
| 11 | 耳あな型補聴器の「真に必要な人」の判断に役立った。 |
| | 利用者に対して「必要性」とはどういうことか説明する際に利用します。 |
| | 「真にやむを得ない」の要件が具体的に記載しており、視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）や起立保持具（立位保持装置）を特例補装具として支給可かどうかの判断をするのに役立った。 |
| | 補装具費支給判定の再の基本的な考え方として参考になっている。 |
| 13 | 入浴用の短下肢装具について、複数交付として認めてよいものか疑問であったが、可能であることが分かりました。 |
| | 同様の相談があったため、回答の参考にした。 |
| 14 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 15 | 児童補装具の意見書で成長を理由に耐用年数内に3個以上となるような申請がされた場合の説明等に使用しました。 |
| | 同様の相談があったため、回答の参考にした。 |
| | 市町村から問合せがあった時に参考になっている。 |
| 16 | 同様の相談があったため、回答の参考にした。 |
| 17 | 差額自己負担の考え方が整理できた。 |
| | 差額自己負担について具体的に示してあった。 |
| | 差額自己負担を検討する際に参考としている。 |
| 19 | 設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。 |
| | 差額自己負担の考え方が整理できた。 |
| 20 | 特例補装具にするには、使用頻度が少ない方への対応や有効とは思えない機能に対する説明時に使用しました。 |
| | 差額自己負担の考え方が整理できた。 |
| | 障害状況に比して、過剰かつ高額な機能が付加された装具の申請があったため説明を行う上で参考にした |
| | 差額自己負担について具体的に示してあった。 |
| 22 | 機能付加について、差額自己負担で対応する考え方が分かりました。 |
| | 介護保険レンタル品への補装具費支給制度による付加等についての問い合わせが多い。はっきりとした指針が示されており、関係機関への回答の際、参考になった。 |
| 24 | 義足の部品は多様にあるが、ライナーも頻回に見かける。ライナーについての知識を得ることができました。 |
| 25 | 書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました） |
| | 骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。 |
| 26 | 書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました） |
| | 骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。 |
| | 取扱指針には記載していないことだったため |
| | 取扱指針には記載していないことだったため |
| 27 | 以前より業者に対して重複加算として指導していた項目であり、今後の判定にも参考になりました。 |
| | 骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。 |
| | 取扱指針には記載していないことだったため |
| 28 | 取扱指針には記載していないことだったため |
| | 考え方、取り扱いが参考になった。 |
| | 当所で行ってきた判定の再確認ができた。 |
| 29 | 高額な膝継手希望者の判定の手順や判断基準の参考になった。 |
| | 義足の高額な膝継手の判定に苦慮していた。高額な継手の場合、活動量、就労など必要な理由をとるようにしていたが、真に必要なかどうか確認の方法が難しい。デモ機での評価はないが、そのような手段もあることがわかり参考になりました。 |
| | 考え方、取り扱いが参考になった。 |

| | |
|----|--|
| 33 | B.F.Oを取り扱うことがまれであり、価格の算定方法について参考にさせてもらった。 |
| | B.F.Oの定価が基準額より高くなるため、判断を迷った際、考え方の基準となり役立った。 |
| | BFOに係る判定について初めての取扱い事例があったが、価格の算定方法が教示されていて役立った。 |
| 34 | 修理基準の中には、修理のために現在あるものを「はがす」…などの作業は考えられていないという点が、考える上で役立ちました。 |
| 36 | シューホンプレイスでトリミングを要しない場合でもプラスチック継手を計上するケースが多いので、基本的な考え方の整理ができて良かったです。 |
| | プラスチック継手と固定継手の考え方が明確になった。 |
| 38 | 同様のケースがあり、補高用足部の加算についての基本価格及び製作要素さらに完成用部品を認めることに対し理解するうえで参考になった。 |
| 39 | 「高さ調整」に対する基本的な考え方を理解できた。 |
| 43 | トリッシュムの取扱いについて、今まで採寸の扱いとしていましたが、陽性モデル製作、修正をすることで採型扱いとなることがわかって役立ちました。 |
| 44 | 設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。 |
| | 標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。 |
| | 靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 |
| | 県内の更生相談所会議に上がった議題への回答として、標準靴とはどういったものか、単体での支給を認めるかどうかといった検討に参考となった。 |
| 45 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 |
| 46 | 標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。 |
| | 判定医師として、整形靴と特殊靴の処方考え方が参考になった。 |
| | 靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 |
| 47 | 標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。 |
| 48 | 靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 |
| 49 | これまでの当所の算定方法に不安があったため参考になった。 |
| | 従来、自費で購入した靴に補高したものは認めないという取り扱いをしてきたが可能であることが確認できた。 |
| | 靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。 |
| 50 | 車椅子のオグーとレデについて分かりました。 |
| 51 | 既製品の多機能車椅子の判定依頼や市町村からの相談が増えている。算定方法が明確で具体的に記載されていたので、市町・業者等に回答する時に参考になった。 |
| | 車椅子のオグーとレデについて分かりました。 |
| 52 | 基準額と定価の関係 |
| 54 | 見積書にフレーム（サイド拡張）交換の加算があり取扱いに迷ったところだったので、業者・市町へこの回答を基に、計上しないように伝えることができた。 |
| | 車いすの修理申請で、サイド拡張が計上されていました。構造の確認ができ、支給には至りませんでした。 |
| | 修理の場合の算定方法について業者からの問合せに対する回答の参考になった。 |
| 55 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。 |
| | 施設入所者への交付の参考となった。 |
| | 介護保険施設入所者については、どこまで支給を認めるか半断に苦慮するところだが、このQ&Aの内容は非常に具体的であり、かつ総合支援法の本来の目的を的確に表していると感じるため、判定の参考にしている。 |
| 56 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 市町村から問合せがあった時に参考にしている。 |
| 58 | 当県では、リクライニング式車椅子等に延長バックサポートは認めていないので、本疑義回答を参考として対応の変更を検討したい。 |
| | 新規作成する時の、延長バックサポートの取扱がよく分からなかったが理解できた。 |
| 59 | アームサポートの修理算定方法について、整理して考えることができた。 |
| | 従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。 |
| | 日々の業務で比較的多くの直面する課題であったため。 |

| | |
|----|--|
| 60 | 従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。 |
| 63 | 幅止めの加算方法が参考になった。 |
| | 固定車に幅止めを加算できるかの判断に迷っていたので、参考になりました。 |
| 64 | 取扱要領を解釈するための参考となり、該当する車椅子付属品を適正に交付することができた。 |
| 65 | 考え方として参考になりました。 |
| | 基準になかったので、事務の参考になった。 |
| | 業者の見積もりで開閉挙上式と脱着式をそれぞれに計上してることがしばしば見られ、業者に違いを説明する時に役立っている。 |
| | 開閉挙上式レッグサポートには、脱着機構も含まれている。 |
| 67 | 業者によって意見がまちまちだったので、役立った |
| | このような、細かい見積もりの考え方は、通知文だけでは読み取ることができない。また、読み方によっては、さまざまに解釈してしまう内容でもあるので、明確に答えていただきよかったと思う。 |
| | 考え方として参考になりました。 |
| | フットサポート交換価格3000円を見積価格に計上できる場合が明確に示されていることで、業者への説明がしやすくなった。 |
| | Q67だけではないのですが、車椅子・電動車椅子の修理基準項目が多く、また、重複箇所があるため、名称のみでは修理部分や内容が判断できないことと、新規と修理では異なるので、役立っています。 |
| | 「フットサポート加算の仕方」に対する基本的な考え方を理解できた。 |
| 68 | 車椅子付属品のベルト類を一律にシートベルトとしていたが、実際に使用するベルトに応じ、車椅子付属品のシートベルトの基準額と座位保持装置のベルト部品の基準額を併用するように取扱いを変更する際の参考となった。 |
| 70 | 車椅子の修理加算ガスダンパーの支給基準について、本人の体重だけでなく、介護者の介護能力も勘案できるとされている点 |
| 71 | 問い合わせが多いため参考になった。 |
| | キャスター（大）、（小）についての質問があり、回答を引用しました。 |
| | 車椅子のキャスター交換の基準価格について、キャスターのサイズではなく、当該キャスターの実勢価格に照らして判断しても良いとされている点。 |
| | 考え方として参考になりました。 |
| | 国の修理基準では、具体的なインチ数の記載が無いために判定に苦慮していたが、明確に示していただいたことにより、判定や業者指導の参考となった。 |
| 74 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 今年度実際に相談事例があつて同様に判断したため。 |
| 77 | 業者や実施機関から問い合わせがあり説明する際役立った。 |
| | バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 「バギー車」に対する基本的な考え方を理解できた。 |
| 78 | バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 |
| | 考え方として参考になりました。 手押し型車椅子を希望するケースの車輪のサイズについて、大車輪と小車輪の境界は何インチからかという疑義が生じた際の参考となった。 |
| 81 | 考え方として参考になりました。 |
| 82 | ACサーボモーターの加算、電磁ブレーキの個数を算定するのに役立った。 |
| | 他都市から手押し型車椅子の簡易電動車椅子の支給を認めているかとの問合せがあつた。本市では支給を認めており、本市の見解を回答する上での参考として確認を行った。 |
| 83 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 考え方として参考になりました。 |
| 84 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 施設入所者への電動車椅子支給についての考え方 |
| | 施設入所中の方からの電動車椅子の申請が多い為、判断の参考となった。 施設入所の方の車椅子の支給に関しては、長く問題になってきたケースである。そのため、ひとつの方向性が示されたので、対応しやすくなったと思う。 |

| | |
|-----|---|
| 85 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 86 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 内部障害の方の補装具費支給についての考え方を含めた明確な回答をいただき、納得して運用することができよかつた。 |
| | 肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは電動車椅子の対象外ということではなく、貧血や栄養障害などに起因する易疲労性などがあれば、電動車椅子を必要とする根拠にして良いとされている点。 |
| | 考え方として参考になりました。 |
| 87 | 車椅子等の基本構造欄の「JIS……による。」の解釈について、レディメイドの場合は、認証が必要かと考えていたので、はっきりとして良かったです。 |
| | 市町村から問合せがあった時に参考になっている。 |
| 88 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 89 | 市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。 |
| | 児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。 |
| | 市町村から問合せがあった時に参考になっている。 |
| 90 | 児童から者に切り替える際に、座位保持装置と車椅子の支給状況を保護者に説明する際に参考になりました。 |
| | 構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。 |
| | 座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きととらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。 |
| | 構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。 |
| 91 | 併給申請に対する判断の参考になった。 |
| | 座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きととらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。 |
| | 併給申請に対する判断の参考になった。 |
| 93 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 支持部の連結や構造フレームのない座位保持装置が必要という事例が出てきた際に判定の参考になった。 |
| 94 | 児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。 |
| 97 | 実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。 |
| | ストッパーについて業者より問い合わせがあり、この内容で説明しました。 |
| 99 | クッションとして座位保持装置を車椅子に使用した場合の採寸の取り扱いについて、明示され参考になった。 |
| 100 | 例3の控除は行わない事例があることがわかったこと。これまでは機械的に控除するものと考えていた。 |
| | 控除の考え方が理解でき、業者から提出された見積もりを確認する際、製作方法等を確認するようにしている。 |
| | 控除に対する考え方が業者により違うことがあり、考え方を説明する際に参考となった。 |
| 105 | 座位保持装置の寸法調整と形状調整の違いが明確に理解できた。 |
| 106 | 児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。 |
| | 同様の事例について市から相談があり、回答の参考にしました |
| | 者の方から、車載用座位保持装置の申請があったため、検討の指針として参考にした。 |
| | 児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。 |
| 107 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 同様の事例の申請があり、判断の参考にしました。 |
| 109 | 歩行器とシルバーカーの違いについて明確に定義されており、市町村等からの質問に対応する際に役立てることができる。 |
| 113 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 114 | 車椅子と歩行器の併給の考え方が示されたので、市町村よりよく相談があることもあり、非常に参考になった。 |
| 116 | 一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため |
| | 一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため |
| 119 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| | 視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）の申請があったが、判断材料が少なく、特例補装具として支給するかどうか判断に苦慮したので、判断材料の1つになった。 |
| 120 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>考え方、取り扱いが参考になった。</p> <p>視線入力方式の意思伝達装置について支給対象者の例をこれまで知らなかったが、どういった人に適していて、どういった人には慎重に判断すべきかが示されている点。</p> |
| 122 | <p>同様のケースの相談があったが、ipadは汎用機器であり専用機器には該当しないため補装具としては支給できないとの助言の参考とした。</p> <p>実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。</p> <p>ipadは、専用機器に該当しない。</p> |
| 123 | <p>補聴器の両耳支給希望者への説明として明確で今後の参考にしたいと考えた。</p> <p>支給についての考え方の再確認の参考になった。</p> |
| 125 | <p>市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。</p> <p>重度難聴者への耳あな型補聴器の判定については、今まで判定医師の意見により判断してきましたが、今後相談所として適応するうえでの考えの参考とした。</p> <p>実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。</p> <p>支給についての考え方の再確認の参考になった。</p> |
| 126 | <p>市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。</p> <p>補聴器の構造について、新たに知ることができ、相談があった時の判断に参考となる。</p> <p>人工内耳の片耳装用者の他耳への補聴器使用の考え方はよくわかった。どの程度をもって効果があるとしたら良いかを示していただければもっと助かります。</p> |
| 127 | 市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 |
| 128 | 実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。 |
| 135 | <p>考え方として参考になりました。</p> <p>車載用座位保持椅子の加算方法について、事務の参考になった。</p> <p>市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があった時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となった。</p> |
| 139 | 市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があった時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となった。 |
| 144 | 併給に対する考え方の方向性が理解できた。 |
| 147 | <p>難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となった。</p> <p>考え方として参考になりました。</p> |
| 148 | 難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となった。 |
| 151 | 考え方として参考になりました。 |
| 全体的 | <p>類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。</p> <p>回答をみて、当所の考え方が間違っていなかったと確認でき、自信をもって判断できたという体験がよくある。</p> <p>全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になっています。</p> <p>全般的に、判定の基本的な考え方が整理でき、日々の業務への参考になっている。</p> <p>全般的に業務の参考とさせていただいています。</p> |

問3：平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成版を作成する予定です。その際は、市町村、補装具製作者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的として、公開できる内容に限定して作成したいと考えています。

Q&Aの中で公開に相応しくないとと思われるものがありましたら、具体的なQ番号をお示しください。(複数回答可) 可能でしたら具体的にどのような部分が公開されると問題になるか、どのように修正すれば公開可能になるかをご教示ください。

| Q番号 | 意見 |
|--|---|
| 1 | 下肢7級の方の装具に関しては、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかとという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。 |
| 7 | ・補装具のほとんどが非課税なのは、この通知等に基づいて、こうなっているというところから説明したほうがよい。 ・100分の105で取り扱う物品は何かについても、説明があると思う。 ・「消費税法の一部を改正する法律(平成30年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成30年9月26日社更第199号障害福祉・母子衛生課長連名通知)」の名称を、参考に記載したほうがよい。 |
| 9 | 当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。 |
| 10 | ・厚生労働省告示で示された基準額と、カタログ価格や定価は全然性質が違うものなので、混ぜて考えるのはおかしい。身体障害者更生相談所は、厚生労働省告示で示された基準額を元に判定書を作成するというのが正しいスタンスではないか。市町村が交付決定をするときに、判定書の概算額と実際の価格を比較して、低いほうで交付決定するというのが本来の姿ではないか。・不適切なQ&Aなので削除してほしい。 |
| 11 | 近年、製作者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を公開すれば「特例の考え方(真にやむを得ない要件について記載されているため)」を逆手に取り、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。 特例補装具として考える、扱う、と言う表記が、Q19、31、81、88、102、103、119、125、135、139、140、145の中に出てくるが、Q11にある特例補装具における真にやむを得ない条件についての説明が弱い気がする。何でも特例なら支給可能と考えられてしまわないかと、危惧する。 |
| 12 | 近年、製作者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を公開すれば「特例の考え方(真にやむを得ない要件について記載されているため)」を逆手に取り、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。 |
| 13 | Q13: ・回答からは、「入浴用の短下肢装具は支給される可能性が大きい」と読める。 ・「短下肢装具の使用により入浴動作の自立度や安全生が明らかに向上するなどの効果が確認できる」とは全ての場合に当てはまると思える。この疑義回答は、公開しないほうがよい。 |
| | Q13:入浴等の限定した目的に装具を作成できるという回答はいろいろ論議を呼びそうな気がします。(直接、生活場面を確認できれば考えられますが) |
| | Q13:入浴は屋内動作の一つととらえており、屋外・屋内・入浴用と3個目の支給につながるため、入浴動作のみで補装具2個目の支給は認めておりません。設問を残す場合、「ただし、入浴用の2個目の補装具支給については各更生相談所により解釈が分かれます。」と追記が必要と考えます。 |
| | 当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。 |
| | 入浴用の装具については、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかとという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。 |
| | 入浴用での短下肢装具の申請は多いが、交付と判定されるケースはほとんど無い。その中で現在の表記では条件は示されているものの、比較的安易に入浴用での交付が可能と拡大解釈されるおそれがあり得るのではないかとと思われるため。 |
| | プラスチック製の装具(SHB)は外出時は上から靴を履いて使用する等、1個で生活全般において使用できるものとなっており、日常生活上のある場面専用で作製できるものではないと相談者に納得していただいています。現況では誤解を招きかねないため、公開すべきではないと思われます。 |
| | 「2個目を支給することは可能です。」という1文があることで、その文章のみが引用される危険性がある。この点については、更生相談所の職員であれば承知している内容ではないか。 |
| | 職業または教育上以外での補装具の2個目の支給については、その他のADLの限局した動作に対し支給が可能であると考えてしまうのではないかと危惧します。 |
| | 入浴用短下肢装具は基本認めていません。⇒回答で示されているところと当相談所での扱いに乖離があります。現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。 |
| 「…、2個目を支給することも可能です。」とすると、容易に2個を希望する傾向が危惧されるため、「…、確認した上で2個目の支給を考慮することも可能です。」のように修正していただきたい。 | |
| 安易に入浴用の短下肢装具が支給できるように読めなくもありません。「入浴用の硬性短下肢装具の支給を検討する場合、」とし、「効果を十分確認する必要があります。」と結ぶのはいかがでしょうか。 | |

| | |
|--|--|
| | <p>Q&Aの回答内容のみですと、2具支給可能と捉えられるようにも思います。環境整備（住宅改修や・日常生活用具の導入）、訪問看護等マンパワーの活用・デイサービス等で行われている施設入浴の活用等の方法がとれない理由を明確にする等、補装具判定委員会からの回答にあるような詳しい内容が記載されると公開可能と考えます。</p> |
| 15 | <p>Q15: 「3個目がなければならない」・・・慎重に対応すべきと考えます。 →「慎重ではあるが対応可能」といっていると解釈できるため、「3個目の支給は原則として考えられません。」というところで文章を終了していただきたい。</p> |
| | <p>「『3個目がなければならない』とする場合は～慎重に対応すべき」の部分については、3個目もあり得るとなってしまうため、削除していただいた方が良くかと思われまます。</p> |
| | <p>「『3個目がなければならない』とする場合は」というところからは、削除していただきたい。</p> |
| | <p>「3個目がなければならない」とする場合は、・・・以下については、3個目の補装具の支給が可能と考えてしまうのではないかと危惧します。</p> |
| | <p>当市では3個目の補装具の支給は行っていません。3個目の可能性を残している「『3個目がなければならない』」から始まる最後の文は削除していただきたい。</p> |
| 17 | <p>Q17: ・文中の「補装具自体の必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません」は、何を説明しているのか分からない。 ・この部分はなくてもよい。</p> |
| | <p>Q17では認めない、Q20では必要なくても差額自己負担で対応するとされており、利用者は都合のよい方を取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。</p> |
| | <p>デザインを優先するあまり効果が十分得られないものを選択してしまう恐れがあります。例えば補聴器の場合、耳あな型に変えることで装用の効果が減少したり、修理の回数が多くなったりする場合があります。判定処方型式と申請者が希望する型式とで、効果や有用性に差がないことを十分に確認することが必要です。当該種目の補装具の必要性が認められていることに加え、同じ効果が得られることが条件となること、選択の内容によっては慎重かつ十分な検討が必要であることを、追記していただきたい。</p> |
| 19 | <p>Q19: ・文中の「医学的な見地からその特殊材料が必要と判断される場合」の、具体的な医学的な見地を例示してほしい。</p> |
| 20 | <p>Q20: 「差額自己負担すれば希望が取り入れられるのはあくまでもデザイン・素材等の嗜好に関する部分であること」と補装具支給事務ガイドブックに記載があり、補装具費支給事務取扱指針にも「デザイン・素材等」の選択について述べられており、「機能・構造」について選択できるとは記載されていません。リクライニングを認めるとなると、更生相談所の判定と種目が同じなら、名称・型式・基本構造を変更して構わないと解釈できるので、この点をどのように説明できるのでしょうか。 また、他の種目においても機能の追加を希望で認めるとなると、適合時には要否判定と違う構造の装具の適合判定となり、判断に困ると思われまます。 (例: F-2 継ぎ手付に変更するなど)</p> |
| | <p>Q20: 使用頻度の少ないリクライニング機能を全額自己負担であれ付加してしまうと、支給が認められた車椅子の名称(型式)と違うものになるので、「使用頻度の少ないリクライニング機能」⇒「使用頻度の少ない機能」と表記を変更する。</p> |
| | <p>リクライニング機能は、身体機能上、医学的に必要と判断されることは極めて少ないので、「使用頻度が少ないリクライニング機能」といった記載は適切ではない。</p> |
| | <p>Q17では認めない、Q20では必要なくても差額自己負担で対応するとされており、利用者は都合のよい方を取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。</p> |
| | <p>差額自己負担はデザイン性や嗜好による部分に認められるべきであり、リクライニング機能になると補装具の種目の名称に関わることで、認めるべきではないと考えまます。希望する場合はその機能のみではなく、その補装具そのものを全額自己負担で対応すると当所では判断していますので、公開はしない方が良くかと思われまます。</p> |
| | <p>付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。</p> |
| | <p>付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。</p> |
| | <p>差額自己負担については、素材・デザイン等を選択した場合という考え方が基本にあります。No20のAで、「使用頻度が少ないリクライニング機能・・・を差額自己負担で対応するのが適当」とありますが、基本構造に関わるところと思いまますので、明言するのは如何かと思いまます。</p> |
| <p>例にあるリクライニング機能は名称や基本構造に該当し、適切な例とは考え難く、不適当のため削除が必要。また、差額自己負担部分の修理について、公費での修理支給対象ではないと明記が必要。</p> | |
| 21 | <p>Q21: 「介護保険では貸与できない高機能性・・・」 →何を持って高機能というのか不明確なため、「高機能性」という単語を削除してください。</p> |
| | <p>「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。</p> |
| | <p>「既製品であっても認めることは可能です」という1文ばかり引用される危険性があるので、この質問に関しては、削除していただきたい。</p> |

| | |
|----|--|
| | 「介護保険では貸与できない既製品」の特殊性をより具体的に記述すべきと考えます。介護保険対象者でも容易に補装具での支給が認められるような印象を受けます。 |
| 23 | 文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。 |
| 28 | 「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除の方が適切。 |
| | Q29にコンピューター制御の膝継手について就労目的が望ましいと謳っている中で、コンピューター制御の膝継手同様の高機能・高額な膝継手をQ28に日常生活と記載してしまうと日常生活上の理由だけで支給してもよいのではないかと考えてしまうと危惧します。 |
| 29 | Q29:A10段目「より高機能なものが必要な環境因子でそれに見合う仕事をする方を対象」は、文章を読む人により解釈が異なる可能性があるため、A9段目からの表記を「これらのことから、他の継手では義足歩行が困難な方で、かつ就労を目的としている場合を対象に、いくつかの膝継手を試す必要があります。（以下原文通り）」とする。 |
| | 「この膝継手」→「対象と考えられる膝継手」 |
| 30 | （「二ローテーションプラスティは切断術ではなく短縮術」という表記に関連して）身体障害者手帳の認定基準等の取扱いに関する疑義では、「切断は最も著明な短縮と考えられる」といった記載がある（この表記は適切なものとは思われない）ので、注意書きが必要ではないか。 |
| | ローテーションプラスティの術後について、各県で意見が分かれるところだと思しますので、公開しないことを希望します。 |
| 36 | プラスチック製の継手（ヒンジ継手）は完成用部品にもあり、プラスチック継手×2で計上できるとすると混乱を招くため、補装具専門委員会No. 25-24の回答にすべきである。また、ヒンジ継手の完成用部品を使用する場合は、遊動として加算することも記載する必要がある。 |
| | 文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。 |
| 42 | Q42:Q42の例では「足継手5750円×2+1150円」と解釈しています。更生相談所により解釈が異なることを記載してください。 |
| 43 | Q43:「採型で取り扱うのが適切と考えます。」 →トリシャムは採寸で取り扱っています。採寸扱いと解釈するのは更生相談所の解釈の違いによるものなので、「適当」という言葉で公開されると困ります。「更生相談所により解釈が分かれます。」までの説明でよいと思います。 |
| 44 | 既製品の標準靴は支柱付の短下肢装具しか認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれているので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。 |
| | 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 |
| | 下から3行の文章について、更生相談所の情報としては参考になるが、当県では、取扱要領に従って判断しているため、例外的な参考例は削除して頂きたい。 |
| | 標準靴の解釈、取り扱いに違いがあり、自治体の判断にまかされているという記載となっている。標準靴として認められる範囲を提示したほうが混乱が生じないのではないかと。 |
| | 「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」と記述されると、支給を認めない自治体、更生相談所は苦しくなります。標準靴の解釈、運用は自治体、更生相談所間でかなりのばらつきがあると思われますので、このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたい。 |
| | 当所の判断と異なっているため |
| 45 | 当市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。 |
| | ②について、本市では下肢装具を装着した上に履く靴について靴型装具として取り扱うことはしていません。障がい状況により靴の部分を含めて処方する場合には下肢装具と一体型（例えば靴付きの両側支柱付き短下肢装具）の処方としています。このため、②の項目については注釈（身更相により取り扱いが異なる等）を入れていただくか、削除していただきたいと考えます。 |
| 46 | 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 |
| | 当所の判断と異なっているため |
| | 当市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。 |

| | |
|----|---|
| 47 | ②について、本市では基本的に市販靴を靴型装具として認めることはありません。少なくとも、注釈（身更相により取り扱いが異なる等）を入れていただきたいと考えます。 |
| | 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 |
| | 当所の判断と異なっているため |
| | 本市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。 |
| 49 | 当更生相談所ではこのような取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。 |
| | Q47と同様に市販靴の補高は認めていません。 |
| | 非常に参考になるが、最後の文章の部分を強調して欲しい。以前、スリッパを持参して、補高を希望した業者があったため。 |
| | 市販の靴は補装具とはいえないため、付属品扱いである補高のみは認めていないため。 |
| | 市販靴を補高することが可能な根拠の説明が曖昧であるので、明確にしないと現場が混乱すると思われる。 |
| 50 | いわゆるカカブの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか |
| | 当相談所においてはアームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されていても、レディメイド車椅子として扱っています。また判定委員会のNo23-1では簡易モジュール車椅子をレディメイドと判断すると記載されています。価格算定の際のレディメイドの扱いをNo50では説明しているのかと思いますが、レディメイドについての説明が混乱を招くのではないかと思います。 |
| | 本市では、基本的にはカタログに掲載され参考価格が提示されている規格サイズの既製品はレディメイドとして取り扱っています。このため、Q&Aの回答のような定義づけには賛同できません。 |
| | Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せており、各更生相談所の判断により異なります」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。 |
| | 各更生相談所の判断に任せるといふ曖昧な表現で公開すべきではない。 各問いの回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。 |
| 51 | いわゆるカカブの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか |
| | Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せており、各更生相談所の判断により異なります」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。 |
| | 各更生相談所の判断に任せるといふ曖昧な表現で公開すべきではない。 各問いの回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。 |
| | いわゆるカタログの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか |
| 52 | 高額な既製品の車椅子をベースに改造した車椅子や座位保持装置を特例補装具として認めるように要求する業者があり、この設問を公開することでますます拍車がかかるものと思われ、公開しない方が良く考えております。 |
| | Aの後段にある「本体価格を基準額の75%（レディメイド扱い）と100%（オーダーメイド扱い）のどちらで扱っても構いません」という曖昧な表現は好ましくないと考えます。この部分だけ削除していただきたい。 |
| | Q55:「施設備品でサイズが合わないために姿勢が崩れて…」とありますが、介護保険でレンタルできる一般的なサイズであっても、施設によって用意しているところと、用意していないところがあります。また、姿勢の崩れに対しても座面やクッションで工夫して対処できる場合もあるので、車椅子の調整とクッション等の工夫をした上で、なお姿勢保持が困難な状況があるかをみて支給を検討しています。 |
| 55 | Q55:「施設備品でサイズが合わないために姿勢が崩れて…」とありますが、介護保険でレンタルできる一般的なサイズであっても、施設によって用意しているところと、用意していないところがあります。また、姿勢の崩れに対しても座面やクッションで工夫して対処できる場合もあるので、車椅子の調整とクッション等の工夫をした上で、なお姿勢保持が困難な状況があるかをみて支給を検討しています。 |